

かすかべフードセレクション認定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の優れた食品をかすかべフードセレクションとして認定し、その情報発信を行うことに関し必要な事項を定めることにより、本市の地域経済の活性化及び地域イメージの向上を図ることを目的とする。

(認定基準)

第2条 市長は、かすかべフードセレクションの認定に当たり、その基準（以下「認定基準」という。）を別に定めるものとする。

2 市長は、認定基準を定めたときは、これを公表するものとする。

(対象品)

第3条 かすかべフードセレクションの認定対象品（以下「対象品」という。）は、「加工食品」と「飲食店メニュー」に分けて募集を行うものとし、次の各号のいずれかに該当する食品で市内で販売されているものとする。

(1) 市内で製造し、加工し、又は調理される食品

(2) 市外で製造され、又は加工される食品のうち市内で生産された農産物等が活用されている食品

(認定申請者)

第4条 かすかべフードセレクションの認定の申請をすることができる者は、対象品を製造し、若しくは加工する者又は販売する者のうち、市内に事業所を有する者又は市内で活動する者とする。

(認定申請)

第5条 かすかべフードセレクションの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、かすかべフードセレクション認定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) かすかべフードセレクション認定申請調査票（様式第2号）

(2) かすかべフードセレクション認定に係る誓約書（様式第3号）

(3) 保健所が発行する食品営業許可書又はこれらに類するものの写し

(4) 生産物賠償責任保険証券又はこれらに類するものの写し

(5) その他市長が必要と認めた書類

2 認定申請は、1事業者につき1品までとする。ただし、コラボレーション商品（市内事業者の連携等により開発された商品をいう。）については、この限りでない。

(審査及び認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、審査のうえ、認定の諾否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果をかすかべフードセレクション認定（不認定）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(調査及び意見聴取等)

第7条 市長は、前条の審査を行うために必要があると認めるときは、申請者に対する調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査について申請者の意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(認定の公表)

第8条 市長は、かすかべフードセレクションの認定をしたときは、認定された対象品（以下「認定品」という。）について、次の事項を公表するものとする。

(1) 認定品の名称

(2) 認定事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）

(3) 認定品の特性等

(認定の有効期間)

第9条 認定の有効期間は、認定のあった日から4年を経過した日以降の最初の3月31日までとする。

(認定の表示)

第10条 第6条の規定によりかすかべフードセレクション認定決定通知書の交付を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定品又は当該認定品の包装、容器、メニュー表、店頭表示等に認定品であることを証する別図に定める認定マーク（以下「認定マーク」という。）を表示することができる。

2 前項の規定にかかわらず、認定事業者が認定を辞退した場合又は認定を取り消された場合は、認定マークを表示することができない。

3 認定事業者は、認定マークを認定品以外に表示してはならない。

(再認定申請等)

第11条 認定事業者は、第9条の認定の有効期間満了後引き続きかすかべフードセレクションの認定を受けようとするときは、市長が定める期間にかすかべフードセレクション再認定申請書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) かすかべフードセレクション認定に係る誓約書
- (2) 保健所が発行する食品営業許可書又はこれらに類するものの写し
- (3) 生産物賠償責任保険証券又はこれらに類するものの写し
- (4) その他市長が必要と認めた書類

2 第6条から第9条までの規定は、前項の規定による再認定申請について準用する。この場合において、第6条第1項中「前条」とあるのは「第11条第1項」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、10年以上連続して認定され、かつ10年目が属する期においても認定品となったときは、再度の再認定申請をすることができない。この場合において、有効期間満了後は当該認定品を別に定めるかすかべフードセレクション殿堂入り食品として取り扱うものとする。

(認定内容の変更)

第12条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにかすかべフードセレクション認定事項変更等報告書（様式第6号）により市長に報告しなければならない。

- (1) 認定事業者の氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき。
- (2) 認定事業者の住所又は主たる事務所の所在地を変更したとき。
- (3) 認定品の名称を変更したとき。
- (4) 認定品の包装又は容器に係るデザインを変更したとき。
- (5) 認定品の販売を中止又は廃止したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、認定事項等に変更が生じたとき。

(実績報告)

第13条 認定事業者は、毎年4月30日までに、かすかべフードセレクション認定品に係る実績報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

(追加報告)

第14条 市長は、前条の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、認定事業者に対して認定品に関する事業活動の実態、販売実績、経営状況等について、報告を求めることができる。

(認定の取消)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、かすかべフードセレクションの認定を取り消すことができる。

- (1) かすかべフードセレクションの認定が虚偽の申請によるものであったとき。
- (2) 認定事業者が第12条並びに次条第2項及び第3項の規定による報告の求めに正当な

理由なく応じず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 認定事業者が前2条の規定による報告の求めに正当な理由なく協力しなかったとき。

(4) 認定事業者又は認定品が認定基準に適合しないと認められたとき。

(5) 認定品の販売が中止され、その再開が見込まれないとき、又は認定品の販売が廃止されたとき。

(6) 認定事業者にかすかべフードセレクションのイメージを著しく損なう行為があったとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、かすかべフードセレクションの運用に重要な支障をきたす行為があったとき。

2 市長は、前項の規定によりかすかべフードセレクションの認定を取り消したときは、かすかべフードセレクション認定取消通知書（様式第8号）により認定事業者に対して通知するものとする。

（認定事業者の責務）

第16条 認定事業者は、この要綱及び認定基準に適合するよう事業活動を行うとともに、かすかべフードセレクションのイメージアップに努めるものとする。

2 認定事業者は、認定品に係る事故等があったときは、かすかべフードセレクション認定品事故等報告書（様式第9号）により速やかに市長に報告するとともに、自らの責任において問題解決を図らなければならない。

3 認定事業者は、前項の規定による問題解決を図ったときは、その内容を市長に報告するものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、かすかべフードセレクションの認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、市長決裁のあった日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条及び第11条第3項の規定は、この要綱の施行の日以後にかすかべフードセレクションに認定された認定対象品について適用し、同日前に認定された認定対象品については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

様式第1号（第5条関係）

かすかべフードセレクション認定申請書

年 月 日

春日部市長 あて

申請者 住所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の職・氏名）

下記のとおりかすかべフードセレクションの認定を受けたいので、かすかべフードセレクション認定要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1. 申請する商品の名称

（よみがな）

2. 申請する部門

どちらか当てはまる方に丸をつけてください。

加工食品 ・ 飲食店メニュー

3. 申請にあつての遵守事項

申請する商品が、以下項目に当てはまる場合はチェックを入れてください。

（どちらか一つでも当てはまらない場合は、認定することができません。）

☐ 商品の製造・加工・販売などで関係法令を遵守している。

☐ 商品の安全・品質管理を徹底する体制が整えられ、それを消費者に保証できること。

（裏面もあります。）

4. 申請者の概要

業 種	
(法人その他の団体の場合) 名 称	(フリガナ)
(個人の場合) 氏 名 (法人その他の団体の場合) 代 表 者 の 職 ・ 氏 名	(フリガナ)
住 所 ・ 所 在 地	郵便番号 (-)
電 話 番 号	()
F A X 番 号	()
(必須項目) メ ー ル ア ド レ ス	
ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス	
会 社 設 立 (事 業 開 始) 年 月 日	年 月 日
従 業 員 数 又 は 構 成 員 数	
事 業 内 容	
担 当 者 の 職 ・ 氏 名	

※添付資料

- (1) かすかべフードセレクション認定申請調査票（様式第2号）
- (2) かすかべフードセレクション認定に係る誓約書（様式第3号）
- (3) 保健所が発行する食品営業許可書又はこれらに類するものの写し
- (4) 生産物賠償責任保険証券又はこれらに類するものの写し
- (5) その他市長が必要と認めた書類

様式第 2 号(第 5 条関係)

かすかべフードセレクション認定申請調査票

■商品基本情報

商品名	(よみがな)		品名 (内容を表す名称)	
小売価格	税抜き 円 (税込み 円)		賞味期限／消費期限 (加工食品の場合)	製造から
販売時期	☐ 通年 ☐ 期間限定 (月 ～ 月)		販売・提供 開始時期	年
保存方法 (加工食品の場合)	☐ 常温 ☐ 要冷蔵 (℃～ ℃) ☐ 要冷凍 (℃～ ℃)			
製造者情報 (申請者と異なる場合)	法人名		所在地	
	代表者名		電話番号	()
商品を販売している店舗の情報 (直営・委託が分かるように記入)				
商品の特長、 こだわり、 アピールポイント等				

■商品写真・品質表示ラベル貼付欄 ※品質表示ラベルは、加工食品で申請される場合に貼付ください。

■認定基準への適合性 ◇重要な情報です。該当する項目があれば教えてください。

認定基準		アピールポイント
地域性	春日部で生産された農産物等を活用している	
	春日部の歴史・文化・自然・景観との関連性が深いものである、又は商品のネーミング・デザイン等が春日部を連想させるものである。	
優位性	味が優れている。	
独自性	独自の製法、販売方法等のこだわりによって商品価値を高めている。	
	SNS 等での投稿に映え、発信したくなるような外観を有している。	
継続性	継続して製造・加工され又は販売されている実績がある。	
	事業者等の意欲が強く、広報宣伝・販路拡大等に積極的である。	
その他	優良商品表彰歴等がある。（※１）	
	次のいずれかに該当している。 ☐ リーズナブルである。 ☐ ヘルシーである。（※２）	
	その他評価し得る特長がある。（※３）	

※１ 第三者の認定する資格(特許、商標登録等)や、優良商品表彰歴等があれば、その証書のコピーを添付してください。

※２ ヘルシーであるとは、一般的な同名食品より低カロリーであることを指します。

※３ 商品ができるまでのストーリー等、その他アピールポイントがあれば、記入してください。

かすかべフードセレクション認定に係る誓約書

かすかべフードセレクション認定を受けるに当たり、かすかべフードセレクション認定要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに、次の事項について特に留意することを誓約いたします。

- 1 商品の製造及び販売を通じて、積極的にかすかべフードセレクションのイメージアップに努めます。
- 2 商品の製造・加工・販売等で関係法令を遵守します。
- 3 商品の安全・品質管理を徹底する体制が整え、消費者に保証します。商品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、当方がその一切の責任を負います。
- 4 かすかべフードセレクション認定要綱第 15 条第 1 項各号に該当する場合、行政機関からの指導及び指示に従わない場合等において、認定が取り消されることについて不服を申し上げません。

年 月 日

春日部市長 あて

住所

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

氏名

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の職・氏名）

様式第 4 号（第 6 条関係）

かすかべフードセレクション認定（不認定）決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日部市長

年 月 日付けで申請のあったかすかべフードセレクションの認定については下記のとおり決定したので、かすかべフードセレクション認定要綱第 6 条の規定により通知します。

記

商 品 の 名 称	
認 定 の 可 否	認 定 ・ 不認定
認 定 番 号 （ 認 定 の 場 合 ）	
認 定 期 間 （ 認 定 の 場 合 ）	年 月 日から 年 月 日まで

かすかべフードセレクション再認定申請書

年 月 日

春日部市長 あて

申請者 住所
(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名
(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の職・氏名)

電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で認定を受けた認定品について、下記のとおり
かすかべフードセレクションの再認定を受けたいので、かすかべフードセレクション認定要
綱第 1 1 条の規定により申請します。

記

認 定 番 号	
認 定 品 の 名 称	
商品（認定時）の仕様 と の 変 更 点	
今期の PR・販促の取組実績	
認 定 品 の 販 売 計 画	
備 考	

(※)認定品の販売計画欄には、販路拡大に向けた取り組み予定等を記入してください。

- 添付書類
- (1) かすかべフードセレクション認定に係る誓約書（様式第 3 号）
 - (2) 保健所が発行する食品営業許可書又はこれらに類するものの写し
 - (3) 生産物賠償責任保険証券又はこれらに類するものの写し
 - (4) その他市長が必要と認めた書類

かすかべフードセレクション認定事項変更等報告書

年 月 日

春日部市長 あて

報告者 住所
(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏名
(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の職・氏名)

電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で認定を受けた下記認定品について、かすかべ
フードセレクション認定要綱第 1 2 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

認 定 番 号		
認 定 品 の 名 称		
届 け 出 の 事 由		☐ 認定事項の変更 ☐ 認定品の製造等の中止 ☐ 認定品の製造等の廃止
変 更 理 由 (又は中止・廃止の理由)		
変更事項・内容	変 更 前	
	変 更 後	

(※)参考になる資料があれば添付してください。

様式第 7 号（第 1 3 条関係）

かすかべフードセレクション認定品に係る実績報告書

年 月 日

春日部市長 あて

報告者 住所
氏名

（法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地）

（法人その他の団体にあつては名称及び代表者の職・氏名）

電話番号 （ ）

年 月 日付け 第 号で認定を受けた下記認定品について、かすかべ
フードセレクション認定要綱第 1 3 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

認 定 番 号	
認 定 品 の 名 称	
認 定 品 の 販 売 量	
認 定 品 の 販 売 額	
広 報 宣 伝 の 取 組 実 績	
ブランド認定による 効 果	
備 考	

（※）広報宣伝の取組実績欄には、広報宣伝、販路拡大、物産展等の出展、イベントの開催、マスコミからの取材等の実績があれば記入してください。
（※）備考欄には、本事業に期待すること等があれば記入してください。

かすかべフードセレクション認定取消通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

春日部市長

年 月 日付け 第 号で認定した下記認定品について、下記の理由により 年 月 日付けで認定を取り消しましたので、通知します。

記

認 定 番 号	
認 定 品 の 名 称	
認 定 取 消 理 由	

かすかべフードセレクション認定品事故等報告書

年 月 日

春日部市長 あて

報告者 住所
(法人その他の団体にあつては主たる事務所の所在地)
氏名
(法人その他の団体にあつては名称及び代表者の職・氏名)
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号で認定を受けた下記認定品について、かすかべ
フードセレクション認定要綱第 1 6 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

認 定 番 号	
認 定 品 の 名 称	
事 故 等 の 内 容 （事故の状況等、 できるだけ具体的に記 入してください。）	
対 応 ・ 対 処	
備 考	

別図（第10条関係）

かすかべフードセレクション認定品であることを証する認定マーク

